

議案第 56 号

京丹後市立網野学校給食センター整備工事（機械設備工事）請負契約の変更の追認について

令和 7 年 3 月 3 日に締結した変更契約について、市長専決処分事項の範囲を超え変更契約を締結したことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり議会の追認議決を求める。

令和 7 年 3 月 13 日提出

京丹後市長 中 山 泰

記

契約金額中「510,059,000 円」を「511,258,000 円」に、「46,369,000 円」を「46,478,000 円」に変更する。

提案理由

京丹後市立網野学校給食センター整備工事（機械設備工事）請負契約について、議会の議決を得ずに、令和 7 年 3 月 3 日付けで契約金額を変更する契約を締結したことから、同契約を有効とすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号に規定する議会の議決を必要とするものである。

(参考資料)

1 工事概要

京丹後市立網野学校給食センター整備工事（機械設備工事）について、蒸気ボイラー用の排気管（煙突管）に保温材を追加する。

（１）主な変更の概要

- ① 蒸気ボイラー用排気管（煙突管）に保温材を追加 16 m²